

事業	内容等
医療	心身障害者医療費の助成 心身障害者(児)に対し医療費の一部を助成 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)または愛の手帳1・2度 所得制限あり 新規申請時65歳以上の方は対象外
	自立支援医療費(更生医療)支給 身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を負担。 所得に応じて自己負担あり 18歳以上の身体障害者手帳の所持者
	自立支援医療費(精神通院)支給 精神疾患により、医療機関に通院する際にかかる費用の自己負担分を公費で負担。 所得に応じて自己負担あり
	難病医療費等の助成 東京都が定める難病に該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 所得に応じ自己負担あり
	原子爆弾被害者援護 居住者変更届等の受理
補装具・日常生活用具等	補装具の交付・修理 身体障害者(児)の職業その他日常生活を容易にするため、補装具を交付・修理。 身体障害者手帳所持者 所得に応じて自己負担あり(スマは自己負担金の全額を補助) 支給要件あり
	日常生活用具の給付 在宅の重度の心身障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付 身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度の障害者 支給要件あり 所得に応じて自己負担あり
	住宅設備改善費の給付 在宅の重度障害者(児)で肢体にかかる障害がある方(下肢または体幹に係る障害の程度が3級以上)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費を一定限度額内で補助。 所得に応じて自己負担あり(65歳未満一部除外)
障害福祉サービス	ホームヘルプサービス ホームヘルパーから介護や家事など日常生活の支援を受けるサービス 今年度は更新時期の変更あり。該当者には個別に通知
	デイサービス 障害者福祉センター等のデイサービスセンターに通って、機能訓練・創作活動・日常生活動作訓練や給食、入浴などを受けるサービス
	ショートステイ 一時的に施設に入所するサービス
	グループホーム 知的障害者および精神障害者が地域で共同生活を営むためのサービス
介護・日常生活の援助	手話通訳者派遣 聴覚および言語障害者に対し、健聴者との意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣。
	重度脳性麻痺者介護 重度脳性麻痺者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護)。 重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳1級を有する20歳以上の方 利用回数月12回まで
	心身障害者(児)施設緊急一時保護 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養等により介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護。 日帰り・宿泊 保護時間・保護期間等制限あり 自己負担あり
	巡回入浴サービス 入浴することが困難な在宅の重度心身障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う。 身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方 月4回 介護保険対象者を除く
	重度身体障害者緊急通報システム 1人暮らし等の重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置。 18歳以上の1人暮らし等の重度身体障害者 協力員の登録を要する
	移送サービス 身体に障害を持つため外出が困難な車いす利用者等に車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う。 車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者 利用条件、運行範囲あり

障害者の方への 主な福祉施策

市で行っている障害者の方等への主な助成制度・サービスの提供等についてご案内します。

なお、制度によっては、介護保険と重複する場合には、介護保険が優先されるものがあります。

障害福祉課(☎☎内線2341~2348)

事業	内容等
助成	自動車燃料費の助成 在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 自ら運転 身体障害者手帳4級以上 同居家族が運転 身体障害者手帳3級以上・愛の手帳3度以上・脳性麻痺者・進行性筋萎縮症者 助成額 月額3,000円(二輪車 1,500円) 所得超過者・施設入所者等は非該当 タクシー料金助成との重複不可
	タクシー料金の助成 在宅の身体障害者手帳3級以上・愛の手帳3度以上の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成。 自動車燃料費助成との重複不可 助成額 月額3,000円 所得超過者・施設入所者等は非該当
	自動車運転教習費の助成 身体障害者手帳3級以上・愛の手帳4度以上の方(内部障害者については4級以上、下肢または体幹に係る障害については5級以上で歩行困難な方)で、適性試験に合格した方が、運転免許を取得するときの費用の一部を補助。 所得制限あり
	自動車改造費の補助 身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を補助。 所得制限あり
手当	心身障害者福祉手当 身体障害者手帳4級以上・愛の手帳4度以上の方・脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方 所得超過者・施設入所者等は非該当
	特別障害者手当 20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者・施設入所者等は非該当
	障害児福祉手当 20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者・施設入所者等は非該当
	難病者福祉手当 治療が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病者医療費助成制度による☎医療券を所持している方および点頭てんかんの方
	重度心身障害者手当 重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い、座ることが困難な方 所得超過者・施設入所者等は非該当
相談	身体・知的障害者相談日 障害についての悩みや相談等(障害を持つ方またはその家族の方が相談員) 身体障害者相談日(第2水曜日) 知的障害者相談日(第3火曜日) 午後1時~3時 田無・保谷両庁舎で実施
	障害者就労援助事業 障害者就労支援センターで、コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供 身体・知的障害者対象

みんなの公園・みんなの施設・ ルールを守って楽しく利用

公園マナーについての苦情で、「植え込みに、犬のフン・空き缶・ペットボトル等のごみを捨てる人がいる」「引き綱(リード)をはずした犬にまれそうになった」「遊具が壊されている」などといったものが数多く寄せられています。利用者には不快感を与えるばかりでなく、公園の美観がそこなわれます。

みんなのルールを守り、ゴミ(犬のフン・空き缶・ペットボトル等)は自宅に持ち帰るようにご協力をお願いします。

なお、公園内で犬を放すのはやめてください。必ず引き綱(リード)につないで散歩するように心掛けましょう。

公園は自分の家と思って、きれいに使いたまおう。

公園緑地課(☎☎内線2434)



児童扶養手当・ 特別児童扶養手当の額改定

児童扶養手当
4月分から手当額が改定されました。

母子家庭等の方に支給されている児童扶養手当(国制度)の額が、4月分から0.3パ一セント引き下げになりました。(160円→30円の減額)

改定後の額は、全部支給月額4万1千720円、一部支給月額4万1千710円、9千850円(所得に応じて10円刻み)です。第2子の5千円、第3子以降1人につき3千円の加算額は変更ありません。

特別児童扶養手当
4月分から手当額が改定されました。

障害のある児童を養育している方に支給されている特別児童扶養手当の額が、4月分から引き下げになりました。改定後の額は、1級月額5万750円、2級月額3万3千800円です。

なお、詳細につきましてはお問い合わせください。
子育て支援課(☎☎内線1525、☎☎内線2142)

お知らせ
児童手当の6月分以降の新規申請は、5月中にしてください。